

特定非営利活動法人ひらかた環境ネットワーク会議 会員等の出張及び派遣並びに旅費規則

平成 18 年 3 月 30 日

ひらかた環境ネットワーク会議規則第 4 号

(目的)

第 1 条 この規則は、特定非営利活動法人ひらかた環境ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という）定款第 3 条の目的を達成するために行う会員等の出張及び派遣並びにそれに伴う旅費支給に関して必要な事項を定めたものである。

(適用範囲)

第 2 条 この規則は、次の各号に掲げる者に適用する。

(1) 役員

(2) 会員

(3) 会員である団体の代表者。但し、所属する団体の業務で活動に参加している場合は、適用を除外する。

(出張旅費)

第 3 条 会員等の出張旅費は、この規則の定めるところにより支給する。但し、次の各号に掲げる事項に該当する場合は支給しない。

(1) 目的地が枚方市内の場合

(2) 他の団体等から支給される場合

(旅費の種類)

第 4 条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料とする。

2 鉄道賃、船賃、航空賃はそれぞれの路線に応じ普通旅客運賃による実費支給とする。

3 やむをえず、自家用車両を利用する場合は、1 km 15 円を支給する。但し、事前に運営委員長に届出なければならない。

(出張許可)

第 5 条 会員等の出張は事前に下記決裁権限者の許可を得なければならない。

(1) 日帰り出張

- | | |
|-----------|------------------------|
| 1. 役員 | 理事長 |
| 2. 部会員 | 所属部会長（部会長の場合は運営委員長の許可） |
| 3. その他の会員 | 運営委員長（運営委員長の場合は理事長の許可） |

(2) 宿泊出張

- | | |
|-------|------------------------|
| 1. 役員 | 理事長 |
| 2. 会員 | 運営委員長（運営委員長の場合は理事長の許可） |

(旅費の計算)

第6条 旅費は、最短経路によって計算する。但し用務の都合、天災、交通事故その他やむを得ない理由で最短距離によることができないと認められるときは、実際に経過した路線によって計算することができる。なお、旅費計算の出発地並びに帰着地は自宅とし、自宅最寄り駅から計算する。

(宿泊料)

第7条 宿泊料は、1泊につき1万円以内で実費支給することができる。但し、これを超える場合は、運営委員会の承認を得なければならない。

(旅費の請求手続き)

第8条 出張者は、事前に別に定める出張許可書に必要事項を記載し、決裁権限者の承認を得なければならない。但し、運営委員長出張の場合は、理事長の決済とする。

2 旅費の請求は、帰着後2週間以内にしなければならない。請求が2週間を超えた場合、旅費の支払をしないことがある。

(旅費の支払)

第9条 出張者には、請求後1週間以内に前条所定の手続並びに会計手続を経て、旅費を支給しなければならない。

(出張中の事故)

第10条 出張者が、出張中負傷、疾病、天災その他やむを得ない事故のため日程以上の滞在をした場合は、本人の申請によりその事実を確認し、事実の証明ができるものにより宿泊料を支給することができる。

2 出張者は、必ず健康保険証を携行しなければならない。

(派遣)

第11条 ネットワーク会議の名称で、他団体に対し役員及び審議会の委員を派遣する場合は、理事長の承認を得なければならない。又講師等を派遣する場合は、運営委員長の承認を得なければならない。

2 ネットワーク会議に対する他団体からの派遣要請は、理事長に対して行うものとする。

3 役員及び審議会の委員又は講師に対する他団体からの報酬及び旅費は、原則として本人に支給する。

(研修等)

第12条 他団体が開催する研修会及びセミナー又は大会等にネットワーク会議の代表者として、参加する場合は、運営委員長の承認を得なければならない。

2 前項の規定による参加費は、実費支給とする。

3 参加費の請求手続きについては、第8条の規定を準用する。

4 参加費の支払については、第9条の規定を準用する。

(保険)

第13条 役員及び会員は、ネットワーク会議が加入しているボランティア保険の被保険者とする。

2 活動中の事故については、当保険の補償額を限度に保障する。

附 則

1 この規則は、ネットワーク会議の成立の日から施行する。